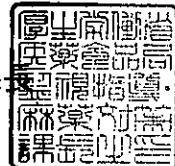


薬食監麻発0629第1号  
平成23年6月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課



### 医療機関における医療用麻薬及び向精神薬の適正使用及び管理の徹底について

医療機関における医療用麻薬及び向精神薬の適正使用及び管理の徹底については、日頃より、貴管下の医療関係者に対し、ご指導頂いているところですが、なお近年、麻薬施用者免許を有さない医師による医療用麻薬の施用、麻薬小売業者による医療用麻薬の不正譲渡、医師・歯科医師による向精神薬不正譲渡等の麻薬及び向精神薬取締法違反事例が散見されるところです。

つきましては、別紙に、医療機関における医療用麻薬及び向精神薬の適正使用及び管理をめぐる違反事例とその対策例を示しましたので、これを参考として、違反の原因に応じた適切な対応をして頂きたく、また、貴管下の麻薬管理者、麻薬施用者及び向精神薬取扱者等に対しては、改めて、医療用麻薬及び向精神薬の適正使用及び管理の徹底についてご指導方よろしくお願ひ申し上げます。



## 平成22年度中に発生した医療用麻薬及び向精神薬の管理等に関する違反事例と対策例

### 事例1 麻薬施用者による医療用麻薬の不正施用

#### (概要)

病院に勤務する麻薬施用者が、患者に処方された麻薬（フェンタニル）を含有した注射剤を不正に入手し、自己に施用したもの。

#### (対策)

本事例は、医師の職業倫理観や規範意識の欠如及び施設における医療用麻薬の管理不徹底が要因であるため、講習会や立入検査等の機会を通じて、医療従事者に対し、麻薬及び向精神薬取締法の趣旨について説明するとともに、医療用麻薬の調剤から患者への施用、廃棄に至る施設内管理の徹底について、改めて指導する。

### 事例2 麻薬施用者免許を有さない医師による医療用麻薬の施用 その1

#### (概要)

主たる勤務先医療機関において麻薬施用者免許を有している医師が、従たる勤務先である他県の医療機関において、当該県の麻薬施用者免許を取得しないまま麻薬処方箋を交付したもの。

#### (対策)

本事例は、麻薬及び向精神薬取締法に関する医師の理解不足、医療機関による勤務医の麻薬施用者免許の確認不足が要因であるため、講習会や立入検査等の機会を通じて、医療従事者に対し、麻薬施用者免許は都道府県ごと、かつ、麻薬業務所ごとに取得すること、医療機関は勤務医の麻薬施用者免許について、その有効期間も含めて確認することを徹底するよう指導する。

特に、医師がローテーションで複数の医療機関に勤務する場合に違反する事例が多く見られるため、より留意するよう指導する。

### 事例3 麻薬施用者免許を有さない医師による医療用麻薬の施用 その2

#### (概要)

麻薬施用者でない医師が、麻薬施用者である他の医師の名前で麻薬処方箋を作成し患者に交付したもの。

#### (対策)

本事例は、医師による麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬施用者免許取得の手続きが軽視されたことが要因であると思われるため、講習会や立入検査等の機会を通じて、医療従事者に対し、麻薬及び向精神薬取締法に基づく遵守事項について十分説明したうえ、免許取得に必要とされる手続きの周知徹底を行う。

### 事例4 麻薬小売業者による医療用麻薬の不正譲渡

#### (概要)

麻薬小売業者が、麻薬施用者の免許番号が記載されていない麻薬処方箋を十分に確認せず、医療用麻薬を調剤し、患者に交付したが、実際には、処方医師が麻薬施用者免許を有していないことから、両者とも違反となったもの。

#### (対策)

本事例は、麻薬小売業者による麻薬処方箋の内容の確認が徹底されていなかつたことが要因であるため、麻薬小売業者を対象とした講習会や立入検査等の機会を通じ、医療用麻薬の払い出し時において、麻薬施用者の免許番号、麻薬の品名、分量、用法用量等麻薬処方箋の記載事項の確認を徹底するよう指導する。

### 事例5 麻薬小売業者間における医療用麻薬の不正譲渡

#### (概要)

麻薬小売業者間譲渡許可を取得していた麻薬小売業者が、同許可の期間満了による失効後に医療用麻薬を譲渡していたもの。

#### (対策)

本事例は、麻薬小売業者の同許可制度に対する理解不足が要因であるため、麻薬小売業者を対象とした講習会や立入検査等の機会を通じ、同許可制度の趣旨や許可の有効期間等について周知を行う。

### 事例6 医師・歯科医師による向精神薬の不正譲渡

#### (概要)

医師・歯科医師が、患者ではない者（知人等）に対して向精神薬を不正に譲渡していたもの。

#### (対策)

本事例は、医師・歯科医師に、向精神薬の譲渡制限、取扱い規定、業務記録等、麻薬及び向精神薬取締法上の遵守事項や、乱用の有害性についての理解が不足していることに要因があると思われるため、特に向精神薬を施用する頻度が少ない診療科目の医師・歯科医師に対して、講習会や立入検査等の機会を通じ、向精神薬の取扱いや向精神薬の適正使用の重要性並びに法規制の趣旨について指導する。

### 事例7 医療機関職員による向精神薬盗取

#### (概要)

病院に勤務する薬剤師が、勤務先から向精神薬を含有する製剤を長期間にわたり大量に盗取し続けていたものであり、当該薬剤師が多量服用で入院したことにより本件が発覚するまで、病院が長期間にわたって気付いていなかったもの。

#### (対策)

本事例は、医療機関における向精神薬の在庫管理ができていなかつたことや払い出しに対するチェック機能が働いていなかつたことに要因があり、勤務者による盗取ということで、保管管理上の盲点があったといえる。向精神薬の盗難防止、管理の徹底を図るため、向精神薬を取り扱う医療機関等に対して、立入検査等の機会を通じて、譲受け及び院内各部署への受け払いについて記録又は伝票を整理して管理すること、棚卸し等の機会を利用し、現有在庫が不自然に不足していないか定期的に確認することを指導する。